

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)	
地域名 (地域内農業集落名)	23 若穂川田、牛島、保科地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日(月) (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手不足に加え、お手伝いさんなど農作業支援者の確保も困難な状況にある。
- ・保科地区には狭小な農地が多く、機械化が進まないため生産の効率が悪い。
- ・川田地区は用水路の整備が十分でなく、水不足の際のかん水に課題がある。
- ・野生鳥獣による農作物への被害が拡大している。
- ・若穂ICの設置や落合橋の増設に伴い、農地面積の減少が見込まれる。
- ・機械、資材等の高騰に加え農産物価格が安定しないことから、利益を出しづらい。
- ・農業者同士の情報交換の場が少なく、農地や技術等の情報が入りにくい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果樹・水稻の生産を主軸としつつ、気候変動に対応した新品種の導入や振興作物の新たな作付けに向けた検討を進めていく。
- ・農地集約化、労働力斡旋、新規就農者育成等に取り組む地域内の集落営農組織の設立について検討を進める。
- ・土地改良区と連携しながら農地の区画整理や農道、かん水施設など農業用施設整備を含めた基盤整備について検討し、生産効率向上により農業者が減少しても農地を維持できる体制の構築を目指す。
- ・儲かる農業を実現し農業を志す人を増やすため、農産物のブランド化等、農業収入向上のための取組について検討を進める。
- ・農業者同士の情報交換の場を活用して地域のつながりを深めるとともに、営農に関する相談や情報交換を活発に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	266 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	266 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、実情に応じて中心的な担い手の中から次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す農業者への農地情報の提供をタイムリーに行い、農地流動化を促進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の有効活用や機械化による農業の生産性の向上を促進するとともに、遊休荒廃地の拡大防止を図るため、土地改良区と連携しながら農地の区画整理や農道、かん水施設の整備など、基盤整備事業の実施について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

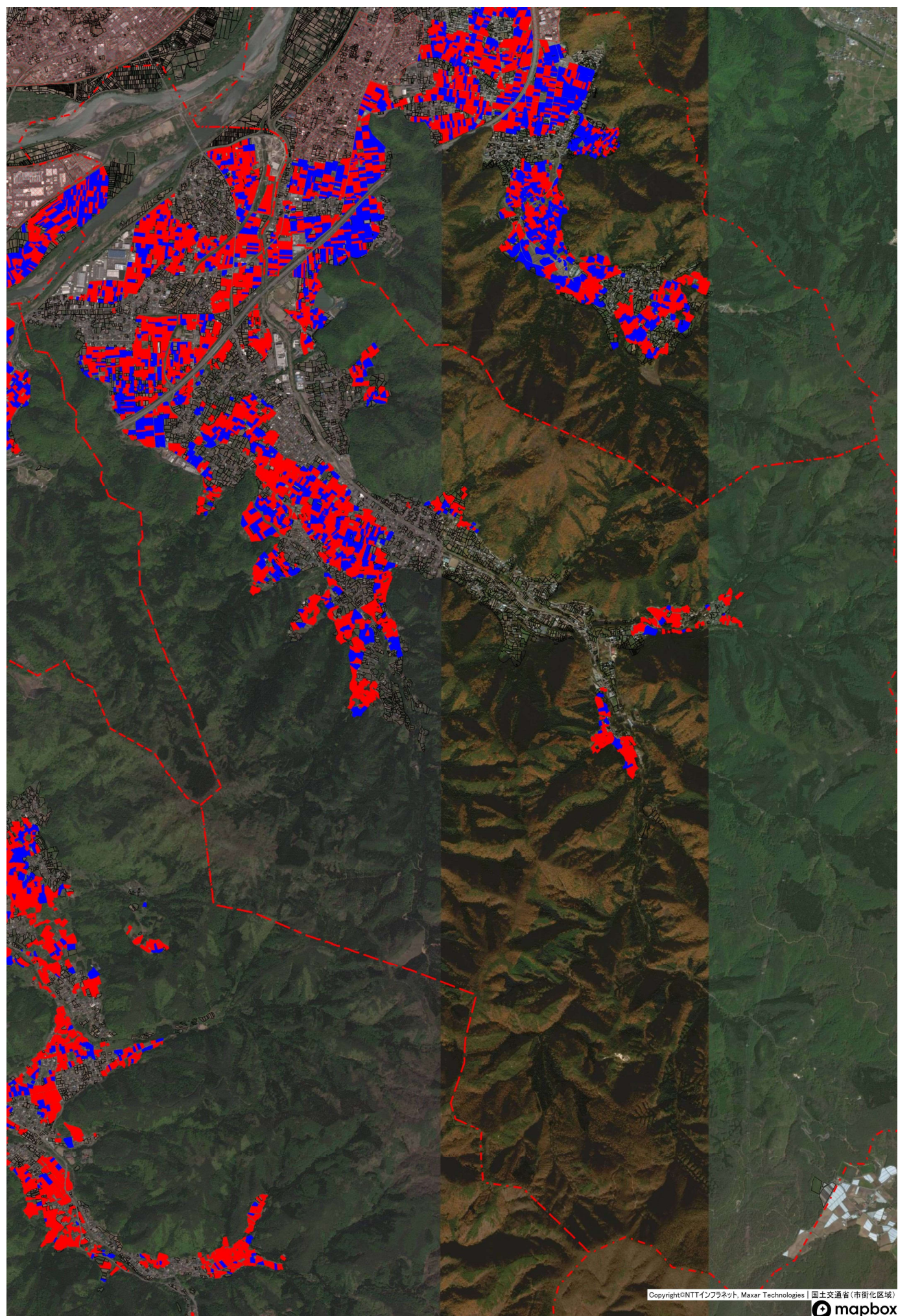
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、農地・技術・機械の取得に加え住居情報の提供など、市町村及びJAと連携しながら総合的な支援に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAグリーン長野が窓口となり、設備を保有する農業者へ作業委託の仲介を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○野生鳥獣による被害防止対策の取組方針…① 農地周辺の草刈り等緩衝帯の整備や地域住民が共同による侵入防止柵の設置及び適正な維持管理など、鳥獣による被害エリアの拡大防止を図るとともに、鳥獣被害の誘因となる放置農作物の撤去を呼び掛けるなど、地域を挙げて実効性のある野生鳥獣被害防止対策について検討する。									
○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、若手農業者や定年退職者等による集落営農組織の設立について検討する。									



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)
mapbox

青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）